

一般社団法人WINK定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人WINKと称し、英文ではWINK Inc. とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、子供のいない女性が不安なく幸せに後半生を過ごすことができることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 子どものいないことで支援が得にくい病気や怪我といった危機的状況に対応できるための当事者向け教育・啓発事業、講演会・研修会・セミナーの企画、開催、運営
- (2) 各種の偏見や差別的言動の防止及び根絶を目的とする組織や地域行政等に対する教育・啓発・コンサルティング事業
- (3) 子どものいない人の実態や意識に関する調査・研究
- (4) 会員と各種専門家のマッチング業務
- (5) 各種情報の発信、情報誌の発行及び会報・パンフレット等の出版並びに販売
- (6) 会員相互の連携・協力及び事業活動の援助、サポート業務
- (7) 会員制サイトの制作及び運営
- (8) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、理事1名以上3名以内を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外は業務執行理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第23条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後代表理事が作成し、直近の提示社員総会において承認を受けるものとする。

(最初の事業年度)

第24条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年1月31日までとする。

第6章 附則

(定款の変更)

第25条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第26条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第27条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第28条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名 朝生 容子, 住所 北海道札幌市中央区北1条西28丁目1番5-302号

氏名 辻本 由香, 住所 奈良県奈良市北登美ヶ丘六丁目21番13号

氏名 山下 マリ, 住所 東京都文京区三丁目10番25-303号

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事、及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 朝生 容子, 辻本 由香, 山下 マリ

設立時代表理事 朝生 容子

(法令の準拠)

第27条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人WINK設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和3年2月16日

設立時社員 朝生 容子 印

設立時社員 辻本 由香 印

設立時社員 山下 マリ 印